

# くまもとアートポリスプロジェクト

## 湯浦地区地域優良賃貸住宅整備設計に係る

### 県内共同事務所の選定に関する応募要項

#### 1 趣旨

湯浦地区地域優良賃貸住宅整備事業は、令和2年7月豪雨により大きな被害を受けた芦北町が、被災前よりも輝く芦北町をつくっていくため、被災された町民の方をはじめ、移住希望者などが、安全・安心を実感できる住環境を整備する事業である。「湯浦地区地域優良賃貸住宅整備設計に係る公募型プロポーザル応募要項」に基づき、後世に残る文化的資産の創造と地域の活性化を目指して熊本県が推進している「くまもとアートポリス」の参加事業として公募型プロポーザルを実施する。

また、くまもとアートポリスでは、事業主や施設利用者との積極的な対話を通して、その地域固有の環境や歴史に配慮した独自の新しい生活文化の創造を目指すとともに、県内建築士の技能向上に取り組んでいる。

当事業においては、公募型プロポーザルにより選定された者の豊かな発想で生み出された質の高い設計と、県内事務所のノウハウ及び調整能力をフルに活用し、芦北町の創造的復興の象徴となるような魅力ある施設として地域優良賃貸住宅を整備する。

これらのことから、本要項に基づき、公募型プロポーザルにより選定された者との共同による設計、積算及び工事監理を、地元設計者として取り組むことのできる県内の建築士事務所を募集する。

#### 2 プロポーザルの概要

- (1) 名 称 湯浦地区地域優良賃貸住宅整備設計に係る公募型プロポーザル
- (2) 方 法 公募型プロポーザル
- (3) 主 催 熊本県、芦北町
- (4) 事務局 くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）
- (5) 内 容 別紙「湯浦地区地域優良賃貸住宅整備設計に係る公募型プロポーザル応募要項」による
- (6) スケジュール（再募集）

令和4年	3月 9日（水）	要項発表
	3月 9日（水）～3月29日（火）	要項配布
	3月29日（火）	応募締切
	4月 6日（水）（予定）	一次審査（非公開）
	4月20日（水）	二次審査（非公開）

#### 3 審査員

- 審査員長 伊東豊雄（建築家、くまもとアートポリスコミッショナー）
- 審査員 竹崎一成（芦北町長）
- 藤崎正司（芦北町副町長）
- 鎌倉博之（芦北町建設課長）
- 桂 英昭（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー）
- 末廣香織（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、九州大学准教授）
- 曾我部昌史（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、神奈川大学教授）

## 4 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- ① 応募又は共同応募する建築士事務所は、熊本県に建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）であり、所属する一級建築士の合計が2名以上。

- ② プロポーザルとの重複応募を可とする。

なお、以下の者は、応募資格がないものとする。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
- ・審査員及びその家族
- ・審査員が大学に所属する場合において、その審査員の研究室に現に属する者
- ・審査員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
- ・主催者の職員で、今回のプロポーザルに関係する者

## 5 審査の方法

### （1）一次審査

一次審査は非公開で行うものとし、次の事項により二次審査に進む3者程度を特定する。

なお、一次審査では、審査員は提出書類をもとに審査し、応募者の氏名、所属その他の応募者を特定する情報を持たないものとする。

ただし、応募者数が少ない場合には、一次審査を実施しないこともある。また、プロポーザルにおいて、二次審査に進む者がすべて県内建築士事務所又は県内建築士事務所を含む共同企業体（JV）である場合は、該当者なしとする。

- ①応募者及び担当チームの能力・実績（業務経歴等）

- ・業務実績、業務実施体制、技術者や有資格者の数

- ②国又は地方公共団体が発注する公共施設等の業務実績

- ③設計、積算及び工事監理等に関する提案の内容

- ・実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性

### （2）二次審査

二次審査は、次のとおりとする。

- ① 日程 令和4年4月20日（水）※プロポーザル二次審査終了後

- ② 会場 芦北町総合コミュニティセンター（予定）

- ③ 方法 非公開で行うものとし、審査員及び公募型プロポーザルにより選定された者と個別面接により県内共同事務所を選定する。

## 6 要項配布

応募に係る資料は、本県のホームページで公表するので、応募者は各々ダウンロードすること。

## 7 提出書類等

応募者は、別添「湯浦地区地域優良賃貸住宅整備設計に係る県内共同事務所選定に関する提案作成要領」に従い、技術者等の体制、過去の実績、設計、積算及び工事監理等における提案等を記載し、以下により事務局へ提出すること。

- ① 提出書類 別紙提出書（第2号様式）及び様式1～様式7

- ② 提出部数 10部

- ② 提出期限 令和4年3月29日（月）午後5時（必着）

- ③ 提出方法 郵送（書留郵便）、宅配便又は持参

## **8 審査結果等の公表**

- (1) 一次審査の結果は、一次審査通過者に速やかに通知するとともに、選定結果を本県のホームページで公表する。
- (2) 二次審査の結果は、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- (3) 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## **9 提出書類等の取り扱い**

提出書類は返却しない。

## **10 設計業務委託の受託要件**

今回の設計、積算及び工事監理を円滑に実施できるよう、本応募要項により選定された者は、別途、プロポーザルにより選定された者と共同企業体（JV）を組むこととする。

また、その共同企業体では代表者を定めることとする。

なお、各構成員の出資比率は、すべての構成員が均等割りの10分の6以上（2者の場合30%以上、3者の場合20%以上）であるものとともに、その比率に応じて業務割合が概ね均等割りになるよう努めることとする。ただし、その割合は各自での協議により決定するものとする。

## **11 計画の条件等**

別添「湯浦地区地域優良賃貸住宅整備設計に係る仕様書」による。

## **12 その他**

- (1) 本事業は、くまもとアートポリスの一環として実施するものであり、その理念を尊重すること。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。
- (3) 提出書類等の作成に係る一切の費用は提出者の負担とすること。
- (4) 提出書類が次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
  - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ⑥ 他者の著作権を侵害した疑いがあると審査員が判断したもの
  - ⑦ その他主催者又は審査員が不適格と認めたもの
- (5) 提出された書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載された配置予定の技術者は、病気など特別な事情がある場合を除き、変更することはできない。ただし、プロポーザルにより選定された者と共同企業体を組む際の配置替えは可とする。

## **13 事務局、問合せ先**

くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-333-2537 FAX：096-384-9820

E-mail : kap@pref.kumamoto.lg.jp

HP : <http://www.pref.kumamoto.jp/site/artpolis/>

なお、本プロポーザルで必要な情報提供は、熊本県庁ホームページ内の以下のページにて公表する。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/114478.html>